

令和4年度 新潟市地域福祉計画策定・推進委員会

日時	令和4年12月21日（水）午前10時～正午
会場	白山会館 2階 胡蝶の間
出席委員	稲田泰紀委員、蛭原勝委員、大沢理尋委員、帯瀬利明委員、小林泰訓委員、竹石こずえ委員、土田正榮委員、角田亮委員、平井久次委員、藤瀬竜子委員、堀田伸吾委員、丸田秋男委員（委員長）、村山伸子委員、本村美八留委員（副委員長）、八木由美子委員、吉田かおり委員 (計16名)
傍聴者	なし
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ 3. 委員紹介 4. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 正副委員長の選出について (2) 第3期新潟市地域福祉計画の概要 (3) 第3期新潟市地域福祉計画の令和3年度の進捗状況 (4) 重層的支援体制整備事業の概要 5. 閉会

会議録

(司 会)

ただいまより、令和4年度新潟市地域福祉計画策定・推進委員会を開催いたします。本日はご多用の中、また、雪で足元の悪い中お集まりいただきまして、厚くお礼申し上げます。

私は司会を務めさせていただきます、福祉総務課課長補佐の新井と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、新潟市地域福祉計画策定・推進委員会の目的について、私から説明させていただきます。当委員会につきましては、開催要綱第1条にありますとおり、計画の策定及び推進に当たりまして、計画の策定及び進行管理等、評価に関する事、計画実践の支援に関する事などについて、市民の方、関係団体、学識経験者の皆様から、幅広い意見を聴取するために開催するものです。本日もご出席の皆様におかれましても、それぞれの立場から率直なご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開、議事録の取り扱いについてのご説明です。会議の公開につきましては、本市の指針によりまして、原則として公開することとしております。この委員会につきましても傍聴が可能となっております。また、会議の内容につきましても、新潟市の指針によりまして、議事録を作成し、後日、ホームページ等で公開することとなっております。議事録作成のために録音させていただきますことをあらかじめご了承ください。

なお、本日の会議につきましては、1時間半程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

次第の2、あいさつです。福祉部長の佐久間より、一言ごあいさつさせていただきます。

(福祉部長)

((あいさつ))

(司 会)

大変申し訳ありませんが、部長の佐久間におきましては、この後所用がありますので、大変失礼かとは思いますが、これで退席とさせていただきます。

(司 会)

続きまして、次第3、委員紹介です。今回、10月に委員の改選をさせていただきます、改選後最初の委員会です。お手元の委員名簿に従いまして、順番に、簡単で結構ですので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、本日は石橋委員がご都合により欠席ですので、稲田委員より順番にお願いいたします。

(稲田委員)

それでは、石橋委員がお休みということで、名簿で2番になっております、新潟県社会福祉

士会生涯研修担当理事をしております、稲田と申します。

本業は、燕市社会福祉協議会でコミュニティソーシャルワーカー、そして生活支援コーディネーターをしております。本計画につきましても、自分の本業の燕市の地域福祉計画、そして地域福祉活動計画の事務局を指せていただくということで、今回、このような評価、進捗管理という部分で、微力ながら応援させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(蛭原委員)

皆様、改めまして、おはようございます。お世話になっております。引き続き委員に任命されました、パーソナルサポートセンターの蛭原です。

この計画の中で生活困窮というものがうたわれておまして、私どもはその事業に直接的に従事しているところです。たまたま、今、お隣の稲田委員が社会福祉士の中におられますし、困窮者支援事業におきましては、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーの方々とは日々密接な協力をさせていただいているところです。その辺りの実情については、この後の議事で触れさせていただければと思います。本日は、よろしくお願いいたします。

(大沢委員)

新潟県弁護士会の高齢者・障害者の権利に関する委員会副委員長の大沢です。昨年に引き続き、よろしくお願いいたします。

私たちの直接の関係は成年後見制度などですが、成年後見制度も第2期の基本計画では権利擁護支援の一環と位置づけられておまして、権利擁護の立場からお手伝いさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(帯瀬委員)

新潟県司法書士会所属で、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート新潟県支部の支部長をしております、帯瀬利明と申します。よろしくお願いいたします。

私が担当するところとしては、恐らく、成年後見が大部分ということになるかと思います。かなり、県内の状況としては、成年後見、厳しい状態になっておりますので、そういったところを改善するような形で取り組めたらと思っております。よろしくお願いいたします。

(小林委員)

皆さん、おはようございます。障がい者基幹相談支援センター秋葉の管理者の小林と申します。あと、障がい者の入所施設の施設長をやっております。また、グループホームの管理もしております。

なぜ小林は今日、ジャケットを着ていないのだという話なのですが、この寒いのにワイシャツ1枚ですが、今日、実は泊まり明けでありまして、月に二、三回ほどグループホームに泊まっております。それで、出がけに入所者とトラブルがあり、私のジャケットが汚されてしまい

ました。ということで、大変申し訳ないですが、ワイシャツ姿で参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

(竹石委員)

新潟市地域包括支援センターしろね南の保健師の竹石と申します。よろしくお願いいたします。

今年度、委員を拝命しました。少し緊張しているのですが、現場の声ということで、お伝えできればいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

(土田委員)

新潟市老人クラブ連合会副会長の土田と申します。

私は西蒲区におりまして、岩室の在住です。非常に、新潟市老人クラブ全体としては非常に範囲が広いのですが、新潟市ではいろいろな地域の問題が高齢者の中にあります。一つは、新型コロナウイルス感染症のせいで高齢者が非常に臆病になって、外に出にくくなったということがあります。これは新しい問題ですので、私ども西蒲区の地域においても、それぞれの地域において非常にばらつきがありまして、コミュニティがなかなかうまくいかないという問題が出始めております。これが非常に頭の痛いところですが、これを克服して付き合っていかなければなりません。これから頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(角田委員)

新潟保護観察所長の角田です。よろしくお願いいたします。

保護観察所は、地域の保護司を中心とする方々と一緒に、犯罪をした方や非行のある少年を社会の中で生活させながら、再犯をしないように更生に向けて指導や支援をする更生保護という業務をしております。この更生保護行政につきましては、新潟市の皆様、あるいは今日お集まりの関係機関、団体の皆様に非常にご理解、ご協力をいただいております、この場を借りて改めてお礼を申し上げます。また、新潟市の地域福祉計画、現行の計画の中に地方再犯防止推進計画を盛り込んで策定いただいたということで、我々の業務にもかかわるところです。新潟市の力も得ながら、犯罪や非行に陥ってしまった人が再犯に陥らないように十分に支援をしていく、そしてそのことによって再犯が防止され、安全・安心な社会に結びつくということを目指して頑張っておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

(平井委員)

皆様、おはようございます。このたび、私は新潟市民生委員児童委員連合会の地域福祉部会長を拝命いたしました。民生委員を拝命してから4年目になるのですが、部会長という職をいただきました。

私の地域では、やはり、皆様の地域と同じように高齢化、それから一人住まいの問題があります。昨年11月には区役所から平井さんの地域のアパートで一人住まいの方が亡くなられた

という連絡をいただきまして、その方のご遺体等、手続きするには、担当や民生委員の記名など、三つの書類を作成しなければならないということでした。詳しいことは分からないのですが、一人住まいで、4か月経過した後に発見されました。ご遺体をどのようにするかということになりまして、一人で生活されていたので、区役所の方が家族に連絡を取っても、家族の方はもうかかわりたくない、そちらでやってくれという話で、その書類を整えたわけです。これから8050問題等、いろいろ社会でささやかれている、その状況がますます激しくなるのではないかと。私はもう70歳を超えていますので、そういう状況を考えながら、地域の一人住まい、それから子育て、いろいろなところにかかわって、地域が少しでもよくなればという気持ちで活動しているところであります。これから、微力ではありますが、精一杯やっていきたいと思えます。

(藤瀬委員)

おはようございます。新潟青陵大学の藤瀬竜子と申します。専門分野は児童福祉分野です。普段は大学で保育士、それから社会福祉士を目指す学生とともに学んでおります。

本日、こうしてさまざまな分野の方とお会いできる機会はなかなかありませんで、少しわくわくしているところです。それぞれの分野の枠を越えて、かつ、それぞれの分野のこれまでの専門性を生かしてうまくつないで計画が推進できるといいなと思っております。勉強しながら頑張りたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

(堀田委員)

新潟NPO協会を代表しております、弁護士の堀田と申します。

NPOや弁護士の立場から、地域のさまざまな課題の支援にかかわっておりますので、そのような立場から意見を述べさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(丸田委員)

新潟医療福祉大学の丸田です。どうぞよろしくお願いいたします。

一言だけ。この地域福祉計画を推進することに対して、大変誇りを持っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(村山委員)

皆さん、おはようございます。新潟県立大学人間生活学部で教員をしております、村山伸子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私の専門は皆様とは若干違うということですが、健康や食生活を専門としています。ただ、健康や食生活の社会的な決定要因あるいは経済的な決定要因というものを専門にしておりまして、地域福祉計画ともつながるところがあるのかなとは感じております。どうぞよろしくお願いいたします。

(本村委員)

新潟市社会福祉協議会の副会長をしております、本村と申します。

地域福祉に関する情報等、私たちの社会福祉協議会に、ぜひ、いろいろと寄せていただいて、ご指導いただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

(八木委員)

こんにちは。この10月から新しく委員になりました、新潟市保護司連絡協議会副会長の八木由美子と申します。よろしく願いいたします。

新潟市には、新潟市全体の中で四つの地区に分かれて保護司がそれぞれ活動しております。私はその中で中央区と西区の保護司で構成されております新潟中央地区保護司会の会長をしております。学校をはじめとする地域機関の方、また、住民の方々とともに、犯罪のない、本当に楽しく明るくみんなが安心して過ごせるような地域づくりを目指しまして、地域の方々と活動しております。どうぞよろしく願い申し上げます。

(吉田委員)

皆様、おはようございます。新潟地方検察庁統括捜査官の吉田と申します。この10月に新しく委員となりました。どうぞよろしく願いいたします。

検察庁と言いますと、捜査機関というところなのですが、現在、私は社会復帰支援担当といいまして、再犯防止とか犯罪被害者の方のケアに関する事務などを行っております。更生緊急保護等で保護観察所とも連携させていただいております。検察庁と福祉というと直接的なつながりはないのですが、罪を犯した方の中には福祉の手助けが必要な方がたくさんいます。この4月からもいろいろと見てきました。今日はここでいろいろと勉強させていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(司 会)

皆様、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続きまして、事務局のご紹介を簡単にさせていただきます。

《事務局紹介》

(司 会)

また、本計画につきましては、関係課が非常に多くあります。今回、障がい福祉課、高齢者支援課、こころの健康センター、住環境政策課、契約課、各区の健康福祉課の職員も参加しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、4、議事に入ります。(1) 正副委員長の選出についてです。正副委員長の選出につきましては、開催要綱第5条第1項によりまして、委員の皆様の互選により決定することとなっております。委員の皆様からの推薦をお受けしたいと思いますが、もし、特段推薦が

ない場合については、事務局の案を示させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様からの推薦がありましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。特段、推薦がないということで、大変恐縮ですが、事務局案を説明させていただきますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、事務局案の説明をさせていただきます。

(事務局(福祉総務課長))

現在の地域福祉計画を策定した際に、委員長を丸田委員、副委員長を本村委員に務めていただきました。事務局といたしましては、現計画の進行管理、そして中間評価を予定しておりますので、引き続き、委員長を丸田委員に、副委員長を本村委員に務めていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(司 会)

ありがとうございます。それでは、委員長を丸田委員、副委員長を本村委員にお願いいたします。委員長、副委員長はそれぞれ委員長席、副委員長席への移動をお願いいたします。

それでは、委員長、副委員長より、改めまして一言ずつごあいさつをいただきたいと思ます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ただいま委員長に選任をいただきました、新潟医療福祉大学の丸田です。

先ほども申し上げましたが、新潟市に対する愛着は人一倍強いものがあります。また、市民のウェルビーイングを目指して、地域福祉計画を推進していくことに対しては、大変誇りを持っているつもりであります。そういう新潟市に対する強い愛着と、この計画を進めていくことに対する誇りを基にして、精一杯任務を果たしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

本村副委員長、お願いいたします。

(副委員長)

副委員長に選任されました、新潟市社会福祉協議会の本村と申します。

今回の大雪で少し大変だったのですけれども、私が住んでおります自治会で除雪ボランティアの連絡網が早朝6時ごろに回ってきまして、昨日、一昨日と除雪車が通った後、小中学生の通学路を確保するために除雪ボランティアを行ってまいりました。ここ3年近く、コロナ禍で地域の行事が中止になったり、あるいは活動の制限があったりして、なかなかつながりとか結

びつきが少ない中で、昨日、一昨日と大汗をかいて、30人くらい集まりましたけれども、ボランティアをしながら、久しぶりだねとか、何してたね、なんていう話をしまして、汗をかいてでき上がったきれいな除雪のあとを見ながら、そのような話をしてほっこりとしたというか、そのような気分になりました。

地域福祉計画もそういうつながりを大切にしていくという計画ではないかと思っておりますので、ぜひ、委員の皆様方から貴重なご意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(司 会)

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、ここより議事の進行を委員長に行っていただきたいと思います。丸田委員長、よろしく願いいたします。

(委員長)

それでは、次第に沿いまして、議事を進めてまいります。議事の2、第3期新潟市地域福祉計画の概要について、委員の改選に伴い、新任委員の方もいらっしゃいますので、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局(福祉総務課長))

改めまして、福祉総務課長の武藤です。

説明させていただきます。事前に配付させていただきました、新潟市地域福祉計画概要版、こちらのカラー刷りのパンフレットをご覧ください。新潟市地域福祉計画は、社会福祉法に基づきまして、地域計画の推進に関する取組みを定めて取組みでありまして、新潟市では令和3年度より3期計画が始まっております。計画期間は令和3年から令和8年までの6年間となっております。

地域福祉計画は、高齢者や障がい者、子どもなどの、主に福祉分野に共通する理念、方針などを明示し、福祉分野及びそれに関連する計画や施策を積極的に絡めることで、地域住民の福祉に関する施策を総合的に推進する、福祉分野の上位計画です。また、地域福祉計画には、全市的な理念や方針などを定める新潟市地域福祉計画と各区の特性に応じた目標や取組みを定める区単位の計画であります。本日お集まりの皆様には、新潟市地域福祉計画についてご意見をいただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、計画の基本理念、基本目標です。ページが振ってなくて分かりづらくて申し訳ないのですが、開いていただいて、市計画の基本理念・基本目標をご覧ください。開いていただいた左側になります。基本理念は「みんなで創ろう だれもが人や社会とつながり

認め、支えあい 自分らしく自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市『にいがた』です。

基本目標は四つありまして、1「お互いを認めあい、支えあう意識を持った地域づくり」、2「だれもが地域の一員としてつながり、受け止め、協働する地域づくり」、3「地域住民等が役割を持って活躍できる地域づくり」、4「自分らしく安心・安全に暮らし続けられる地域づくり」です。

基本理念、基本目標は、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って活躍できる地域共生社会の実現に向け、市民全体で取り組んでいくことを表現しております。そのための手段として、本市における包括的支援体制を構築し、各福祉政策を相互につなぐことで、相談を包括的に受け止め、多機関が協働して支援を実施します。

右側をご覧ください。本市における包括的支援体制のイメージです。上段が多様な主体、下段が専門人材を表しております。上段の、支援を必要としている地域住民を他の住民の方や民生委員、自治会町内会などの多様な主体が発見した場合は、まずは可能な支援をしていただき、福祉機関など専門的な支援が必要な場合は、下段の専門人材が必要な支援を行います。また、課題が複雑な場合や制度の狭間の問題などが生じた場合は、中段に記載している、あらゆる課題の総合調整役であります福祉専門職、コミュニティソーシャルワーカーが行政や関係機関と連携・協働しながら包括的に支援を実施することとしております。

続いて、具体的な取り組みです。全部開いていただいた状態をご覧ください。左側になります。施策は四つあります。はじめに、施策①、地域福祉に関する事業の推進です。福祉に関する分野別計画に記載がなく、広く市民等を対象とした、記載の六つの取組みを紹介しております。具体的な取組み内容は、この後、進捗状況報告で説明いたしますので、割愛させていただきます。

次に、施策②、生活困窮者自立支援制度の推進です。施策②は平成27年4月に施行した生活困窮者自立支援法に規定される、新潟市の責任を明確にするものであり、記載の三つの取組みを紹介しております。

続いて、施策③、成年後見制度の推進です。成年後見制度の利用促進に関する法律に規定されます、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を地域福祉計画に内包する形で定めております。イメージ図のような権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や、協議会及び中核機関の整備を進めることとしております。地域連携ネットワークの三つの役割と四つの機能は記載のとおりです。

続きまして、施策④、再犯防止の推進です。施策④は、平成28年12月に施行した再犯の防止等の推進に関する法律に規定されます、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画をこの地域福祉計画に内包する形で定めております。国が定めます記載の六つの重点課題に沿った

取組みを関係機関と連携しながら進めてまいります。

最後に、概要版に記載はありませんが、計画の評価についてです。毎年、計画に記載の数値目標の進捗管理を行いまして、委員の皆様にご報告をさせていただきます。また、計画期間の中間年度となります、来年度、令和5年度には中間評価を行って、必要に応じてこの計画の見直しを想定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員長)

続きまして、議事(3)、第3期新潟市地域福祉計画の令和3年度の進捗状況について、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

(事務局(担当))

改めまして、福祉総務課の水谷と申します。私からは、令和3年度の進捗状況についてご説明させていただきます。

右上に資料2と書いてありますA3の資料をご覧ください。こちらの表は、各施策の取組み内容、概要、指標、指標の目標、実績、評価、令和3年度の取組状況、課題、対応策などを記載しており、関係課から作成いただいた調書を取りまとめたものになります。設定しております指標及び指標目標については、各施策の推進のために取り組むべきものとして、計画改定時の本委員会において定めたものになっております。指標の評価区分については右上に記載されている四角囲みになっているところですが、Aが予定より進んでいる、Bが概ね予定通り進んでいる、Cが予定より遅れている、それに加えて、評価不可なものについてはバー表示となっております。評価の基準については各所属の判断等になっているところもありますので、所属判断というところもありますので、その点、ご容赦いただければと思います。

それでは、施策①から説明に入らせていただきます。施策①、地域福祉に関する事業の推進です。六つの取組みがあります。まず、一つ目、コミュニティソーシャルワーカーの活動支援です。こちらは各区社会福祉協議会に配置されておりますコミュニティソーシャルワーカーによる、地域住民や関係機関などと協働しながら、一人一人が抱えるあらゆる課題への対応、新たな社会資源の開発、ネットワークづくりといった活動を支援するものになっております。

指標としては、コミュニティソーシャルワーカーへの新規相談件数を掲げており、令和3年度につきましては、目標が186件だったものに対して実績が88件ということで、評価はCとさせていただきます。

令和3年度の取組状況ですが、包括的な支援を行うために、行政からコミュニティソーシャルワーカーの人件費の補助を行っております。コミュニティソーシャルワーカーにつきましては、事業概要に記載したような取組みを、活動であったり支援であったりといったものに努めていただいております。また、本日、後半でもご説明いたしますが、令和4年度からの重層的

支援体制構築に向けて、CSWの業務の一部の委託化の調整を図っております。

取組内容への課題とその対応策ですが、近年、複雑、複合課題が増加しているために長期化する場合や、支援の届いていないケースに対して、引き続きニーズの把握であったりアウトリーチ支援を強化したりする必要があるところです。なお、C評価につきましては、限られた人数の中で支援に当たっているというところもありますので、新規相談件数の増加だけが活動の目的ではないというところ、また、先ほど申し上げたとおり、課題が複雑化しているというところもありまして、課題の長期化に伴って、長年対応しているケースも継続的にありますので、その点、Cだから悪いという意味合いだけではとらえないでいただきたいと思います。

二つ目の地域福祉コーディネーター育成事業です。こちらは市内の民間福祉施設などが問題を発見した場合に、ほかの福祉専門職へつなぎ役となるような人材を育成するものになっております。

指標については、地域福祉コーディネーターの育成総数になっております。こちらは令和3年度に1,351人の目標だったのに対しまして実績が1,294人ということで、評価はBとなっております。

取組状況につきましては、育成研修やフォローアップ研修といったものをオンライン研修として開催し、福祉専門職同士、そういった人材を育成するだけでなく、連携を促しております。

課題と対応策です。オンライン形式での実施ということで、コロナ禍の対策として実施しましたが、対面形式に比べて、やはり、同業者との情報交換、交流の機会が減ってしまっているという課題があります。引き続き、コロナ禍での対策を講じつつも、研修案内を案内する先を拡大したり、研修内容の見直しを適宜行っていきます。

三つ目の高齢者等あんしん見守りネットワーク事業です。こちらは、地域住民や新聞、宅配など登録事業者による見守り活動の中で、高齢者等の異変を発見した際に迅速に対応できる見守りネットワークを構築するものとなっております。

指標は、高齢者等あんしん見守りネットワーク登録事業者数となっております、令和3年度の目標375者に対しまして、実績は331ということで、評価はCとなっております。

取組状況としては、令和3年度は令和2年度と横ばいとなっておりますが、ホームページにて制度の周知及び登録者を掲載しているところです。

課題と対応策については、今後、登録事業者数が増加するよう、周知方法をホームページ以外のものについても検討し、周知の強化を図りたいと思っております。

四つ目の民生委員児童委員の活動支援です。こちらは、市内各地域の民生委員の活動は多岐にわたることから、活動を補佐するパートナーを民生委員協力員として委嘱できる民生委員協

力員制度で負担軽減を図るものです。

指標については、民生委員協力員数となっております、令和3年度は目標65人に対して実績が63人となっております、評価はBとなっております。こちらにつきましては、新任民生委員への配布の際に民生委員協力員のパンフレットを配布するなど、制度の説明を行うなど、制度の周知に努めております。

課題と対応策につきましては、より広く制度を周知してもらえるように、令和4年の一斉改選後の研修会などで制度を周知するなど、引き続き制度の周知を行ってまいります。

五つ目、ボランティアセンターの活動支援です。ボランティアの担い手を確保する社会福祉協議会の活動を支援するものです。

指標は二つありまして、一つはサマーチャレンジボランティア参加人数ですが、令和3年度は中止のため、評価は不可となっております。二つ目が災害ボランティアセンター設置訓練などへの参加団体数です。こちらは令和3年度の目標が133団体に対しまして、実績が37団体となっております、評価はCとなっております。

令和3年度の取組状況につきましては、各種ボランティア講座等や福祉教育の実施を行っているほか、区のボランティア情報誌を発行しております。また、災害ボランティアセンター設置訓練や研修も実施しております。

課題と対応策です。指標でCもありますが、コロナ禍の影響による各種講座の中止などによりまして、新たな担い手の育成が計画どおりにできていないことが課題です。コロナ禍での感染対策を講じつつ、新たな担い手の確保に引き続き取り組んでまいります。

2ページ目をご覧ください。六つ目の取組みとしまして、社会福祉法人などの地域公益活動支援です。こちらは、積極的に、地域における公益的な取組みを実施する社会福祉法人などの裾野を広げる社会福祉協議会の活動を支援するものです。

指標としましては、公益的な活動に取り組む社会福祉法人数で、令和3年度は目標81法人に対し実績75法人となっております、評価はBです。

令和3年度の取組状況につきましては、新たな協働や公益的な取組みについて検討するため、さまざまな分野の社会福祉法人との情報交換と交流の場を設けているほか、社会福祉協議会の車両を活用した住民ボランティアによる買い物送迎支援事業を実施しております。また、生きづらさを抱えた方の居場所の提供、生活支援事業の立ち上げ等に地元の社会福祉法人と連携を取りながら協働して対応を行っております。

課題と対応策です。公益的な活動に取り組む社会福祉法人数が増加するよう、引き続き既存の事業の中での連携を推進するとともに、各種研修の受講を社会福祉法人へ働きかけを行ってまいります。

施策1の状況については以上です。続きまして、施策2、生活困窮者自立支援制度の推進です。こちらは三つの取組みがあります。

一つ目、生活困窮者の早期把握です。こちらは生活困窮者の存在にいち早く気づいた際に、適切かつ効果的な支援を行うものです。

指標としましては、生活困窮者の新規相談件数を掲げておりまして、令和3年度目標6,804件に対しまして実績が9,226件、評価はAとなっております。

令和3年度の取組状況につきましては、新規相談件数の増加に伴いまして、区役所の生活支援相談員を3名、東区と中央区と西区に増員することで相談体制を強化いたしました。

課題と対応策です。生活困窮者の新規相談件数は増加したため、相談件数に応じた体制を構築することで、支援が必要な人を早期に把握するように努めました。新型コロナウイルス感染症の影響は継続することが想定されるため、引き続き相談件数の増加に応じた体制とするとともに、生活困窮者の個別の状況に応じた支援を行っていきます。

続いて、二つ目の取組み、生活困窮者への適切かつ効果的な支援です。二つの事業がありまして、一つが、生活や就労などに課題を抱える人に対して個々の状態に合った自立支援プランを策定し、各種事業による支援を行うことで自立の促進を図ります。

指標としては三つあります。一つが自立支援プランの作成件数です。こちらは令和3年度の目標が3,241件に対しまして、実績が4,266件、評価はAとなっております。二つ目の指が、就労支援に関するプラン作成のうち、就労・増収者数となっており、令和3年度は目標が478件に対しまして、実績が531件、評価はAとなっております。三つ目、子どもの学習・生活支援事業参加者の高校進学率ですが、目標が100パーセントに対しまして実績100パーセント、評価Aとなっております。

令和3年度の実績は記載のとおりですが、住居確保給付金や就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業といったものがあります。

課題と対応策です。新型コロナウイルス感染症の影響による困窮者の新規相談件数の増加に伴い、各事業の対象者数も増加しました。引き続き、個々の状態に合った自立支援プランを策定することで、相談者のニーズに合った各種事業の利用へつなげていきます。

二つ目の事業ですが、こちらは新潟地域若者サポートステーションを設置し、就労に向けた意欲を持ちながらも、悩みや不安を持つ若者、就職氷河期世代の方に対し、個々に合わせた支援メニューを選定し、職業的な自立に向け支援するものです。

こちらにつきましては、令和3年度の取組状況としては、臨床心理士やキャリアカウンセラー等により就労をはじめさまざまな相談に対応しました。コミュニケーションセミナー、ジョブトレーニング、保護者向けセミナー、就職氷河期世代等無業者の支援を実施しております。

実績については記載のとおりとなっております。

課題と対応策です。支援対象者の掘り起こしや長期にわたる引きこもりから生じる心理面へも丁寧かつ柔軟なサポートが課題となっているため、福祉機関等と連携したアウトリーチ支援の強化や、臨床心理士による心理相談会の増加に取り組んでまいります。

三つ目です。関係機関などとの連携強化です。複合的な課題を抱える生活困窮者への適切な支援のために、庁内外の関係機関との連携を強化していくものです。

令和3年度を取組状況は、自立相談支援機関が定期的に記載の会議を開催しまして、関係機関との情報共有と連携強化に取り組みました。

課題と対応策です。取組状況に記載のような会議を定期的に開催しまして、生活困窮者に関する情報共有を行い、各分野の専門的な意見や助言を受けることで、適切かつ効果的な支援ができていたため、引き続き継続してまいります。

続いて、3ページ目をご覧ください。施策③、成年後見制度の推進です。大きく分けて三つの取組みがあります。

一つ目が、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築です。権利擁護支援に必要な人が成年後見制度を利用できるよう相談窓口を整備するとともに、その支援を必要な人を発見し、適切に必要な支援につながる地域連携ネットワークづくりを行うものとなっております。

令和3年度を取組状況としましては、令和3年7月に新潟市と新潟市で委託しております新潟市成年後見センターを中核機関と位置づけ整備することで、地域連携ネットワーク構築に寄与しております。

取組み内容への課題と対応策です。今後、どのように地域連携ネットワークを強化していくかということについて今後、検討していく必要があります。

二つ目、協議会及び中核機関の整備です。後見制度開始の前後を問わず、日常的に支援が必要な人を協力して見守り、必要な対応を行うチームを支援するため、行政や司法、専門職団体や関係団体などによる協議会の整備を行います。協議会の事務局は中核機関が担います。

令和3年度を取組状況です。先ほどの一つ目の取組状況と似ていますが、令和3年7月に中核機関を整備いたしました。また、協議会としてネットワーク会議を実施いたしました。

課題と対応策です。中核機関の整備に係りまして、広報機能の強化のほか、相談機能、利用促進機能、支援機能の強化について、どのように進めていくかを今後、検討してまいります。また、昨年開催しております協議会について、参加対象を広げて情報交換を行う必要性を検討することになっております。

続きまして、三つ目、地域連携ネットワーク機能です。こちらは大きく三つの事業に分かれておりまして、一つ目の地域連携ネットワークの役割を実現するため、広報機能、相談機能、

成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の四つの機能を担うものです。

こちらについては、四つの指標があります。一つ目の成年後見制度を知っている人の割合と二つ目の自身や親族が認知症などになり判断が十分にできなくなったとき、成年後見制度を利用したいと思う方の割合につきましては、昨年度、アンケートを実施していないということもありまして、こちらも実績は評価が不可能となっております。

三つ目の指標、成年後見制度利用者数です。令和3年度目標2,159人に対しまして、実績が2,122人となっており、評価はBです。

四つ目の指標、市民後見人養成研修修了者数につきましては、令和3年度の目標が188人、実績160人、評価はBとなっております。

こちらにつきましては、取組状況については、後見制度の周知といったところに強化しております。地域包括支援センターや福祉施設等へのパンフレット配布、研修講師の派遣といったような広報機能の強化をするほか、令和3年7月に中核機関を整備したことで、それまで各年で実施していました市民後見人養成研修を毎年実施することとしました。

課題と対応策ですが、制度周知のため、今後もアウトリーチであったり広報機能の強化を図ってまいります。

二つ目と三つ目につきましては、まとめてご説明させていただきます。障がいをお持ちの方や認知症などにより支援が必要な高齢者の方に対しまして、成年後見制度の利用ができるように必要な支援を構築していくものです。

令和3年の取組状況につきましては、まず、一般相談の実施については、区役所や基幹相談支援センター、地域包括支援センターにて、制度に関する相談に応じるといったような相談の実施をしております。また、市長申立の実施につきましては、障がい者や高齢者の申し立て、本人や家族の申し立てが困難な場合に、市長が代わりに申し立てを行うといったもので、その際には、対象者の状況に応じて弁護士等の第三者を後見人として推薦しました。

続いて、成年後見制度利用支援事業の実施については、制度を利用する上で必要な経費といったところの助成を行っているほか、申し立てに必要な各種費用の助成、また、後見人等への報酬の助成を行っております。実績については、記載のものを参考にいただければと思います。

課題と対応策については、市長申立が必要なケースが毎年生じておりまして、支援が必要な障がい者であったり高齢者の有無を地域の関係機関と定期的に情報共有するとともに、必要に応じて制度の利用につなげるといったことを継続する必要があります。

続いて、4ページをご覧ください。施策④、再犯防止の推進についてです。六つの取組みがあります。一つが就労・住居の確保といったものになります。全部で事業が五つありまして、一つが、犯罪をした者等を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主について、ホームページ等で

周知し、制度の促進に努めるというものです。

指標として協力雇用主数を掲げており、令和3年度目標、増加ということに対し、実績192者ということで、令和2年度に対し増加していることから、評価はBとなっております。

令和3年度を取組状況については、新潟市のホームページで制度について周知するほか、問い合わせに対応いたしました。

課題と対応策です。引き続き、新潟市のホームページ等において協力雇用主制度について周知強化を図っていきたいと考えています。

二つ目のものにつきましては、先ほどの施策②-2、新潟地域若者サポートステーションの設置であったり、そういった若者、就職氷河期世代の職業自立支援といった内容が再掲となっておりますので、こちらは説明を割愛させていただきます。

三つ目、競争入札参加資格審査において、協力雇用主への加点措置を行うというものです。取組状況については、令和3、4年度に競争入札参加資格審査において協力雇用主として、新潟保護観察所に登録した企業に対し、主観5点の加点を実施しております。令和4年3月31日現在、15社に加点しております。

課題と対応策については引き続き競争入札参加資格審査における協力雇用主へのインセンティブについて周知に努めてまいります。

四つ目につきましては、住宅に困っている方の支援として、民間賃貸住宅に比べて安い家賃で市営住宅に入居できる案内を実施するほか、重度の障がい等のある方向けの市営住宅の入居案内を実施しております。

令和3年度を取組状況については、年4回の抽選会、常時募集、特別募集の実施を行いました。

課題と対応策です。居住の場所を選ばなければ入居可能なところもありますが、対象者にあまり不向きな物件といったところが残っていたりとか、また、空きがある住宅については築年数が古く需要も少なく、新築やエレベーターを設置する予算はなかなかつけられないということが課題となっております。

五つ目です。新潟市で民間賃貸住宅の相談支援として、新潟県が中心となって設立している協議会に参加しております。その協議会において、お住まいにお困りの相談を受け、民間の賃貸住宅などへの円滑な入居の橋渡しの支援を行っているものになります。

こちらは、令和3年度を取組状況としまして、相談があれば協議会を案内しました。

課題と対応策については、民間の住宅管理会社と協議会との連携がうまく図られず、希望の物件がすぐに見つからない場合があります。

続いて、二つ目の取組内容、保健医療・福祉サービスの利用の促進です。全部で三つありま

して、一つ目が民生委員児童委員へ計画を周知するとともに、犯罪をした者のうち、保健医療・福祉サービスを必要とする人についての課題を共有するといったものです。

取組みとしては、民生委員児童委員の理事会や会長会やそのほか研修会において、計画について説明し、取組み内容の理解を促すとともに、周知を行いました。

課題、対応策としましては、令和4年度に3年に1回の一斉改選がありますので、機会をとらえて周知を行い、課題の共有に努めてまいります。

二つ目、再犯防止のため、犯罪をした生活困窮者を必要な福祉的支援に結びつけるというものがああります。さまざま課題を抱えた困窮者の相談を受け付け、各種制度を活用しながら支援を行い、保護を必要とする方に対して最低限度の生活を保障するとともに、生活、健康の維持向上や自立に向けた支援を行いました。

課題と対応策は、さまざまな悩みを抱えていたり、生活困窮といったところで相談窓口につながっていない方も見受けられるため、関係機関と連携強化に努めてまいります。

三つ目、依存症対策地域支援事業において、電話、面接相談及び治療回復プログラムを実施し、薬物依存を有する本人に対し、回復に向けた支援を実施するものになっております。令和3年度は、薬物依存に関する問題を主訴とする相談件数の対応であったり、治療回復プログラムを行っており、実績については記載のとおりとなっております。

課題と対応策です。依存所に関する相談のうち、薬物依存に関する件数は少ない状況が続いております。関係機関や団体と連携し、窓口の周知、依存症に関する知識の普及を行ってまいります。

続いて、5ページをご覧ください。三つ目として、学校などと連携した修学支援についても、施策②-2の子どもの学習・生活支援事業と同様の内容になりますので、説明は割愛させていただきます。

四つ目、特性に応じた効果的な指導の実施については、対象者一人一人の経歴、性別、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況などの特性に応じた適切な支援を進めるものです。こちらについては、他の分野別計画に取組状況等が記載されておりますので、後ほど本冊子にて確認いただきますようお願いいたします。

五つ目、民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進です。こちらは保護司、更生保護女性会、BBS会などの民間ボランティアの活動の促進や、市民理解についての広報・啓発活動を推進するものです。

指標としては、保護司数、令和3年度目標に対し、実績281人ということで、評価はBとなっております。更生保護女性会員数の目標、令和3年度は目標増加となっておりますが、実績419人ということで減少しているため、評価Cとなっております。社会を明るくする運動参加

者数についても、令和3年度の目標は増加でしたが、実績が729人ということで、前年度より減少していることから、評価はCとなっております。

取組状況です。民間協力者の活動の促進について、新潟市ホームページや職員掲示板において、保護司や更生保護女性会をはじめとする民間協力者の活動について周知を行いました。民間ボランティアや保護観察協会会員の募集の呼びかけへの協力、人材確保の支援を行うほか、更生保護サポートセンターについて、貸付料の一部減免を行ったり、市内4地区の保護司会への活動費を各区において助成いたしました。課題と対応策については、保護司や更生保護助成会など民間協力者の周知事業をさらに強化してまいります。広報啓発活動の推進に関する取組みについては、社会を明るくする運動の推進として保護観察所や保護司の方と連携しながら、内閣総理大臣メッセージ伝達式や広報イベント、小中学校作文コンテストの実施など、さまざまな連携をしながら活動の周知、市民への理解促進につなげてまいります。課題、対応策については、コロナ禍の影響で各種活動の参加者が減少したほか、事業の縮小を行わざるをえない状況もありましたが、今後とも関連事業が継続できるよう、連携して取り組んでまいります。

最後、三つ目、国・民間などとの連携強化です。社会復帰支援を行う国や民間団体等の関係団体との連携を強化してまいります。指標として、少年を除く刑法犯再犯者率を掲げており、目標が減少であるのに対し、実績49.1ということで、評価はBとなっております。引き続き、令和3年に策定した本計画について、関係機関、部署と連携して取組みを進めてまいります。

説明が長くなりましたが、最後、総括です。計20指標のうち、約6割に当たる12指標においてAまたはBであること、各施策のさまざまな令和3年度取組状況によりまして、地域共生社会の実現のための取組みを推進していると考えております。取組み内容への課題とその対応策に基づき、次年度以降も引き続き事業を継続してまいります。Aの4指標については、いずれも施策②のものでした。コロナ禍の影響により生活困窮に係る相談件数や関連事業の対象者が増加傾向にあり、関係機関と連携しながら適切かつ効果的な支援を進めております。

Cの5指標のうち、3指標は施策①のもの、2指標は施策④のものでした。コロナ禍の影響による規模縮小がある一方で、制度の周知不足の理由により目標に達しなかったものも見受けられます。また、施策③については、地域連携ネットワークの構築や中核機関を整備し、認知症や障がいなどにより支援が必要な方に対し、制度を適切に利用できるよう、引き続き制度周知を含む支援体制の構築を進めてまいります。

以上で、令和3年度の進捗状況に関する説明を終了いたします。

(委員長)

少し説明が長くなりましたけれども、ありがとうございました。

さて、どういたしましょうか。実は、予定では、進捗状況に対して委員の方々からそれぞれ

一言ずつ、コメントや質問があればいただきたいと思っておりました。残り時間があまりないので、多少超過していいようであれば、今日は関係課からもお忙しい中お越しいただいておりますので、少し時間超過することをご了解いただきながら、各委員の方々から一言ずつコメントや質問をいただきたいと思います。それでは、稲田委員からお願いします。

(稲田委員)

丁寧に説明いただきまして、ありがとうございます。新規委員としても、何ができるのか、また事前勉強という部分で丁寧に報告、進捗を教えていただきまして、ありがとうございます。

一つ教えていただきたいものがありまして、1ページの施策①、地域福祉に関する事業の推進の二つ目、地域福祉コーディネーター育成事業の部分です。後段のところで、福祉専門職であったりCSWへのつなぎ役となるような地域福祉コーディネーターの育成ということでB評価となっておりますが、具体的にこういった方々はどのようなことをするのでしょうか。もし困った人がいたら、福祉関係機関であったりCSWに橋渡しをするアンテナ役ととらえてもよろしかったでしょうか。教えていただければと思います。

(事務局(担当))

稲田委員がおっしゃるとおりで、福祉専門職の育成研修を受けることで、自分たちで解決できない問題が生じた場合に、他の関係機関につないだりCSWにつなぐといったような役割を果たしていただいています。

(委員長)

引き続きお願いします。

(蛭原委員)

蛭原です。昨年度から問題なく順調に推移していると感じています。細かい点なのですが、3ページ目の真ん中辺りに市民後見人養成研修について、昔は社会福祉協議会が主催して事業等をしていたのですが、そのあたりを含めて新潟市の計画に位置づけているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局(担当))

実際にやっていたのは新潟市成年後見支援センターということで、新潟市から社会福祉協議会に委託しているものになります。そこの事業として、昨年度より毎年実施していただき、人を増やすというか、多くの方に研修を受けていただくようにしています。

(委員長)

帯瀬委員、お願いします。

(帯瀬委員)

数値目標の記載なのですが、目標数値とか実績が累積なのか年度の数字なのかが分か

りにくいので、その辺、次回から訂正いただければと思います。項目によってばらばらですの
で。

あと、広報ということで、ホームページへの掲載ということが散見されるのですが、
やはり、ホームページの掲載だけですと自ら見に行かないと分からないということがあります
ので、どのように、今後、プッシュ型のような形で広報していくのかということは検討課題だ
と感じました。

(事務局(担当))

記載のところは次回見直すとともに、周知についてもホームページ以外の手法も十分検討し
まして、広報強化できるように努めていきたいと思います。

(委員長)

小林委員、お願いします。

(小林委員)

2 ページですが、施策1、地域福祉に関する事業の推進ということで、私も社会福祉法人の
立場ですが、たまたま秋葉区の満願寺とか七日町を中心とした満日地区という地域がありま
す。そこで私ども中東福祉会という法人と秋葉区の親和福祉会、それから秋葉福祉会という三
つの福祉会が連携しまして、それこそ買い物支援ということで、今月から始めました。私も、
実は、先週、お二方のお年寄りを載せて、まちのウオロクまで買い物支援に行ったところ
です。地域の皆さんから非常に喜ばれておりまして、こういった事業がここにたまたま秋葉区
というところで出ていますけれども、大変ユニークな事業だと思っておりますので、継続して、また参
加者の一員としても非常に悦ばしいと思っております。引き続き協力してまいりたいと思っ
ております。

(委員長)

ご報告いただきました。

それでは、竹石委員、お願いします。

(竹石委員)

私も地域福祉コーディネーターのつなぎ役ということがどんなことだろうと思っていたの
ですが、回答をいただきました。この計画を聞きまして、改めて地域包括支援センターの業務
ということで、アウトリーチも大切だということを強く感じたところです。

(委員長)

土田委員、お願いいたします。

(土田委員)

1 ページの高齢者あんしん見守りネット事業ですが、これは企業と登録者の関係とかコーデ

イナーターの連携が非常にうまくいっているのではないかという感じです。私の地域の西蒲区においても、福祉課の課長がいらっしゃいますが、自治協議会の中でもその問題がいろいろクローズアップされて、見守りというのは高齢者にとっては非常に安心感を持ちますので、見守りの方法もどうするかということもいろいろ関連づけた方法でやっていくという、今、説明がありました、それについては令和3年度も非常にうまくいっているのではないかと、令和4年度、5年度も続いて非常にうまくやって、これが非常に大事な問題かなと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

嬉しいコメントをいただきました。

それでは、角田委員、よろしく申し上げます。

(角田委員)

私からは、4ページ、5ページの④再犯防止の推進に関連して、特に5ページにC評価が二つあります。一つは更生保護女性会員数が若干減っているということですが、やはり、新潟市に限らず県内各地区に設けられております会が、高齢化という問題と、コロナ禍で活動ができなかったことも影響して、なかなか活動が盛り上がらなかったり、停滞し、ひいては会員も減ってしまったということがあって、やむをえないかなと考えております。また、社会を明るくする運動も、今年は1月にまん延防止等重点措置も出て、この時点で接触型の活動はかなり控えるという雰囲気が出てしましまして、そういったことも影響したかなと思っており、これもやむをえない事情があったかなと考えているところです。

(委員長)

では、名簿順ではありませんが、副委員長、お願いいたします。

(副委員長)

1ページ目の1番のコミュニティソーシャルワーカーの活動支援ですが、ここにも書いてあります取組みの課題、近年も問題が非常に複雑多様化し、しかも横断的、重層的な状況になっております。そういう中でコミュニティソーシャルワーカーが頑張っているわけです。この辺のところをもう少し充実していただけるように、へとへとで燃え尽きないように、この辺のところの対策をお願いできればと、要望です。

(委員長)

大変大事なところをご指摘いただきましたが、課のほうで何かコメントはありますか。

(事務局(福祉総務課長))

いただいておりますご要望につきまして、これから次の議題でご説明させていただきます重層的支援体制の構築につながっていくのかなと思っております。非常に重要な部分と我々もと

らえておりますので、よろしく願いいたします。ご意見、ありがとうございます。

(委員長)

では、平井委員、お願いいたします。

(平井委員)

民生委員児童委員の活動支援ということで、民生委員協力員制度と言われました。なかなか我々民生委員の中でも、自分が年齢になると、次の人をなかなか見つけられないというものもあります。この支援制度で少しでも負担が軽くなれば、もう少し、私もやってみようかなど。それと、年齢が今は75歳、ちょうど3年、3年ですので、76歳までなる人もいらっしゃいますけれども、我々の中でも年齢を引き上げないとますますいなくなってしまう、今、定員よりも割れているわけです。そういうものと、健康であればもう少しくらい伸ばしてもいいのかなという部分もあります。ただ、我々の活動はなかなかプライバシーの問題があったり、名簿がなかなか、高齢者の名簿は我々のところはいただいているのですけれども、そういう方とあまり深く付き合いすぎると、またその視点を引かないとという、いろいろ難しい部分がありますので、その中でみんなが幸せに生きる社会をどうやってつくっていくかというのが我々の課題ではないかと思います。これから微力ではありますが、一生懸命やっていきたいと思っています。

(委員長)

民生委員の年齢の引き上げについては簡単にコメントできることではないですが、どなたかありますか。

(事務局(担当))

福祉総務課の戸澤です。

平井委員個人のご意見というよりも、きっと民生委員みんなのご意見かなというところもありますし、担い手不足というところが、正直、全国的な課題ともなっています。今回、令和4年12月1日付で、民生委員の任期が3年ですので、また新たに一斉改選ということで、新潟市の定数が1,335人に対しまして、そこで職がありましたのが1,288人、民生委員と主任児童委員と併せて、たしか約94パーセントになっておりまして、やはり欠員が出ております。3年前の状況と比べるとほぼ変わりはないのですけれども、なかなか後任が見つけられなくて、随時の委嘱、今後の、1月ですとか2月の委嘱になる方もいるのですけれども、なかなか定員いっぱいというところが難しい状況で、後任を見つけるのがとても難しかったというのは民生委員ご自身ですとか、あとはコミュニティ協議会の方、一緒に探してくれる自治会の方からも多くの意見が上がっております。

今回、一斉改選がありましたので、各区の民生委員担当とも連携しまして、今回のものを3年後に生かしていけるように振り返りの話も出ておりますので、また皆様からご助言いただけ

ればと思っております。よろしく申し上げます。

(委員長)

藤瀬委員、お願いいたします。

(藤瀬委員)

2ページの施策2の2番の事業になります。唯一子どもという文字が出てまいりまして、子どもの学習・生活支援事業参加者の高校進学率です。皆さん、参加している方100パーセントということで、嬉しく思いました。

関連して、2点、ご質問させていただきたいと思います。参加生徒114人と書いてあります。これは対象となる世帯の子どもがほぼ、利用してほしい方が参加しているという数字なのでしょうか。それとも、まだまだ、もっと参加してもらえるといいなという状況でしょうか、というのが1点です。

それから、この事業で、政策を拝見いたしますと高校進学した後も、中退防止を目的に相談助言を行いますとありまして、非常に高校を続けていくことを支援していくということも非常に大事な役割かなと感じました。高校進学後の助言とか、何か具体的に行われているかどうか、可能な範囲で状況をお聞かせいただければと思います。

(委員長)

2点質問がありましたので、申し上げます。

(事務局(保護室))

お答えさせていただきます。子どもの学習・生活支援事業ですけれども、小学校5年生から高校生までを対象として実施しております。現在、5区8会場で実施しているのですが、生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯から参加していただいております。今後のニーズによって、また会場ですとかそういったところを検討していきたいと考えております。

あと、2点目の中退防止なのですが、事業に参加している高校生なのですが、中学生のときに学習会に参加していた生徒に学習指導員が声をかけまして、高校生からも引き続き参加していくように案内しております。実際に、高校生になっても引き続き学習会に参加している生徒の中退率は0パーセントとなっております。これは全国の数字と比較しても、とてもいい数字となっております。そういった状況となっております。

(委員長)

引き続き、堀田委員、お願いいたします。

(堀田委員)

すみません、時間がない中で恐縮ですが、私からは①-1、コミュニティソーシャルワーカーの部分と、③-3、地域連携ネットワークについて質問ないし意見を述べさせていただきます。

す。

まず、1番のコミュニティソーシャルワーカーのところで、質問が3点ありまして、一つが、取組状況のCSWの人件費の補助なのですが、こちらが令和2年度までの実績で従前どおりの形での人件費補助であったのか、あるいは増員ですとか、少し、要は上乘せの補助を行ったのかということをお聞かせいただきたいと思います。趣旨としては、策定の段階で私は意見を申し上げたと思うのですが、今、社会課題が複雑、多様化している中で、CSWの機能というのはとても重視されていると思うのです。なので、CSWが実情として回っていない状態で、そこが恐らく課題と対応策のところでは限られた人員の中で支援に当たっているということも新潟市は認識なのかなと思います。という中で、ただ、令和3年度の新規相談件数の目標値として186件を掲げておられるので、そこは増員を含めて検討しなければ、とても計画は達成できないのかなということで、質問させていただきます。

2点目が、CSWの重層的支援体制構築に向けた一部業務委託について、具体的にどのような部分を委託の調整を図ったかということをお聞かせいただきたいと思います。ここはこの後の重層的支援体制のところに出てくるのであれば、大丈夫です。

3点目が、対応策などの部分の、今ほどの限られた人員の中でということで、新規相談件数の増加は活動の目的ではないという記載が少しよく分からなくて、目標として新規相談件数を掲げておられるので、これは目的ではないにしても、数値目標としてなっている部分かなと思うのです。ここが増加を目指していくという中で、例えば、同じように相談件数が指標になっているものだと、生活困窮の部分もありまして、ここは相談員を増員したとなっています。ちょっとここはそこの整合性がよく理解できなかったもので、お聞きしたいと思います。

もう一つ、③-3で、意見として申し上げたいのが、成年後見制度の利用促進という部分で、私も弁護士として成年後見業務を多数重任していることと、弁護士会の推薦業務も担当したり、法人後見の運営も関わっているの、今、後見候補者の推薦がものすごく来ているのです。促進して利用点数を上げていく部分と、受け皿の部分で少し両輪で考えていただく必要があるかなと思っていて、今、受け皿の部分で正直、圧迫状態かなと思っていて、そのところで、この中で行きますと、市民後見の養成をさらに充実させていったり、あるいは、職能団体の受入体制はそれぞれの自助努力なのでしょうけれども、法人後見受任団体に対する何らかの支援等を充実させていくとよろしいのかなということで、意見として述べさせていただきます。

(委員長)

事務局からお願いします。

(事務局(担当))

①のコミュニティソーシャルワーカーの活動支援ということで、まず、一つ目のCSWへの

人件費補助ですけれども、人員の増加は特段しておりません。なので、基本的に人件費の補助額は令和2年度とほぼ同等となっております。ただ、人員を増加しない限り、なかなかこの目標は達成できないということは課題にも感じているところです。複雑課題の対応策として、コミュニティソーシャルワーカー増員やコミュニティソーシャルワーカーにばかり複雑な課題を託すということだけでなく、下段のほうで記載している地域福祉コーディネーターの育成や関係機関との連携強化も検討していきたいと思います。

2番のCSWへの重層事業への一つ委託化についてはこのあと説明しますので、答えさせていただきます。

続いて、三つ目の課題の対応策で、新規相談件数の増加だけが活動の目的ではないと記載しているのですけれども、堀田委員のおっしゃるとおり、こちらの表現については不適切だったかなというところがありますので、少しこちらについてはお許しいただきたいと思います。確かに、目標、指標に掲げた以上、相談件数の増加というのは確かに図っていかねばいけないところというのは感じております。活動の目的ではないというところは、限られた人数の中で、日頃、新規相談に対応するだけでなく、長期化している事案に対応していることを、お伝えしたかったので、もっと分かりやすく記載するべきでした。

(委員長)

ご意見の、受け皿をどう整えていくかということは大変重要な問題で、新潟市だけの課題ではないのですけれども、新潟市において、成年後見の受け皿の体制整備をどう進めていくか、ここはやはり引き続き議論していかねばいけないところだという認識は、きっと同じなのだろうと思いますが、事務局からコメントがありましたらお願いします。

(事務局(担当))

確かに、受け皿の問題ということで、法定後見の審査会等をしたときにも、三士会の皆さんや家庭裁判所の方からもそういったお話を聞いておりますし、緊急的なのとか、早期に整理していかねばいけない課題なのかなということは非常に強く感じております。他市の状況を参考にしながら、センターを委託している社会福祉協議会と一緒にまた検討していきたいと思っています。また、市民後見人養成研修はしているのですけれども、個人受任というところまで至っていない部分もありますので、ここはみんな連携しまして形づくっていかねばと思っています。

(委員長)

今ほど堀田委員からいただいた意見は、この後の重層的支援体制整備の計画づくりの中で盛り込んでいかねばいけない論点になってこようかと思っておりますので、ぜひ、そのように取り扱っていただきたいと思っております。

では、村山委員、お願いいたします。

(村山委員)

私からは、施策②の生活困窮者の部分です。新型コロナウイルス感染症の影響でと書いてありますけれども、この数を見ると、生活困窮者の新規相談件数が7,000から9,000になったのは、(累計・件)というのとはどちらなのかなという単純な質問が1点です。それにしても、もし累計だとしても、令和2年から3年にかけて2,000人増加しているとみていいのかなと思いますが、増加しているということで、やはり、影響が大きいのかなと受け止めたところになります。数字の見方が1点目です。

もう一つが、新型コロナウイルス感染症の影響ということなのですが、具体的に言うと、失業とか雇用の状況が悪化したと理解していいのかということが2点目です。

それから、先ほど、前の委員の方からコメントがあったのと同じなのですが、こちらが増加しているのに、最初のコミュニティソーシャルワーカーのところが減っているのが矛盾しているなと思ったので、それがやはり、人数による頭打ちと理解してよろしいのか。この三つをお願いします。

(委員長)

事務局、お願いします。

(事務局(保護室))

ご説明させていただきます。まず、数字の見方なのですが、目標値は生活困窮者自立支援法ができた平成27年から令和元年までの年間の平均値を取ったものを、毎年累計で増加させていったものがこの目標数値になります。実績は新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和3年度に2,290件増えているという形になります。本来、生活困窮者が少なければいい中で新規相談の件数を目標に掲げているのは、相談したいのにできないような人をなくすためにアウトリーチ型の支援をしたり、各区役所の相談体制を充実するということで目標数値を立てているところがあります。引き続き、相談件数に応じた体制を継続していきたいと考えております。

あと、新型コロナウイルス感染症の影響なのですが、相談の内容も、仕事に関することから収入、支出、負債などの生活に関すること、あと、住居に関することですか、さまざまな相談が寄せられていたという状況にあります。

(委員長)

補足の発言をお願いします。

(蛭原委員)

パーソナルサポートセンターの蛭原です。ご質問、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症によって一番打撃を受けたのは一体だれかという、女性、特に若い女性、それからシングルマザー、それから飲食業などサービス業に従事している方です。これは以前の経済ショックなどで基幹的な働き手、担い手が失業したのとは少しニュアンスが違います。ということで、先ほど申し上げたような方々からのご相談が激増したということが、これは全国的な傾向でした。

あと、社会福祉協議会のそのことについて、私が言う立場ではないかもしれませんが、生活福祉資金等の貸付の事務等に追われて、大変ご苦労なさっていると私は聞いております。ただ、それはひとまず9月から10月で終わったことなのですけれども、そういうこともあって、本来のソーシャルワーク機能を発揮するいとまがないという状況だったのではないかと感じております。

(委員長)

では、お二人から、片や増員が図られ、片やなかなか増員が行かないという辺りに対する説明を今日、いただけるかどうか、いかがでしょうか。

(事務局(福祉総務課長))

コミュニティソーシャルワーカーのほうで、仕事の内容によって通常の相談業務にうまく当たれなかったのかどうかということも含めて、社会福祉協議会からいろいろお話をお聞きしながら、今後また増員が必要になるのかどうかということも含めて、社会福祉協議会ともよく調整をさせていただきたいと思っております。

(委員長)

お二人の委員、ここまででよろしいですか。ぜひ、それも論点にしていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

では、八木委員、お願いいたします。

(八木委員)

初めてこちらの進捗状況等を見せていただきました。全般的に、本当にこんなにたくさんの趣旨に分かれてやっていたらしゃるのだと、改めて感服いたしました。取組みの内容とか課題の内容なども見せていただきますと、課題が次の目標につながっていくと思うのです。

一つ、先ほど藤瀬委員がおっしゃったようなところで関連があるのですけれども、地域福祉、社会福祉というのは、いわゆる青少年の年代の低い方も対象に含まれていると思うのですけれども、これはどこでもそうなのでも、市長部局と教育委員会のサイドの部局、なかなか交流が、一緒に対策を練るということはできないかもしれないのですけれども、もう少しそういう交流があって、小中学校や成年に達しない働いている人たちの充実した生活を送るにはどうしたらいいのかというような方面で目を向けられるのもいいかなと思います。

今、学校、私たち、お手元に差し上げました作文などを依頼するときに、よく、小中学校の校長先生や生活指導の先生方とお話をさせていただくのですけれども、校長室に発達障がいの子が入ってきて、先生、どうかこうとかというのがよくあるけれども、校長先生はさすがですね。おいで、これこれこうで、やったかとか、そういうような言葉がけなどもしていらっしゃるって、教育委員会も大変だなと思って見せていただくのです。そういうような、年齢の行かないような子どもに対する社会福祉などもどうなのかというのが、一つ疑問に思いました。新型コロナウイルス感染症の関係でも、今、保育園などもいろいろ、いつからいつまで休まなければならないと助けてほしいといった地域の人たちの声も聞くので、そういう声も拾っていただくとありがたいと思います。期待しておりますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

貴重な意見をいただきました。

最後に、吉田委員、お願いいたします。

(吉田委員)

丁寧なご説明、ありがとうございます。じっくり見せていただいて、いろいろな取組み内容があるのだなと、改めて感心しました。

施策②の生活困窮者自立支援制度の促進の2の下段のところ、新潟地域若者サポートステーションの設置とあるのですけれども、これは対象年齢みたいなものはあるのでしょうか。

(事務局(福祉総務課長))

今日、担当課が来ておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。申し訳ありません。

(委員長)

時間の制約のある中でご意見をいただきまして、ありがとうございます。

続きまして、もう一つ、大変重要な議題が残っております。重層的支援体制整備事業の概要について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局(担当))

重層的支援体制整備事業の概要についてご説明させていただきます。右上に資料3と書いてある資料と、資料3(参考)と書いてある資料を出していただければと思います。時間も限られておりますので、少し走り走りの説明になってしまいますが、ご容赦願います。

まず、1ページ目になりますが、重層的支援体制整備事業創設の背景です。地域住民が抱える課題が複雑化、複合化しているということで、従来の各分野ごとの支援体制だけでは課題があるということになりまして、国は属性を問わない包括的な支援体制の構築を市町村が円滑に実施できる仕組みとしまして、重層的支援体制整備事業という新たな事業を創設し、令和3年

4月から市町村において実施できるようになりました。

この事業を実施するうえで、下の図の新たな事業の全体像をご覧いただければと思います。Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援の三つの支援を一体的に実施することを必須とし、この三つの支援を一層効果的、円滑に実施するための支援として、左下に書いてあるのですけれども、アウトリーチ等を通じた継続的な伴走支援、多機関協働による支援の計五つの支援一体的に実施することで、市町村全体の支援機関、地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制の構築を目指すといったところが新たな事業の全体像です。

ただ、この委員会の前半の計画の概要説明にもありましたとおり、すでに新潟市においても包括的支援体制の構築はこれまでも進めていますし、重層事業は今まで取り組んできた既存の事業をベースに包括的支援体制をより具体化していくということになりますので、これまでの本市の取組みの方向性を大きく変えるものではありません。変わるということ、右下になりますが、国からの財源の交付方法について、これまで分野ごとに補助金等によって事業を展開していたところ、本事業を実施することで一括交付となります。さまざまな分野ごとの、分野と分野の狭間といったところのニーズだったり属性や分野を超えた取組みを柔軟に実施することが可能になります。

続いて、2ページ目をご覧ください。こちらは重層的支援体制整備事業の全体イメージです。こちらは今ほど少し触れさせていただいた五つの支援事業が相互に重なり合いながら、相談者本人に伴走型支援をしていくようすが図に示されております。②の参加支援事業と④のアウトリーチ事業、⑤の多機関協働事業は、この事業の創設に伴いまして、国が新たに設けたものであり、重層事業の本格実施前に移行準備事業として市町村が取り組めるものとなっています。新潟市においても令和6年度から重層事業の本格実施に向けて、令和4、5年度は移行準備事業を実施することということで、今年度より実施しております。

続いて、3ページ目をご覧ください。重層的支援体制整備事業における、今ほど説明した五つの事業の概要についてです。各事業は社会福祉法に規定されておりまして、表をご覧ください。第1号に包括的相談支援事業について規定しておりまして、その機能は、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、必要な機関につなぐことです。国の既存制度の対象事業については表のとおりでありまして、これまでも本市においても障がい、子ども、困窮といった各分野においてさまざまな事業を展開しておりまして、今後も既存の分野ごとの相談拠点、相談事業を生かしていく予定となっております。

第2号については、参加支援事業について規定しており、その機能は社会とのつながりや参加を支援するほか、狭間のニーズにも対応する参加支援を強化するというものとなっております。こちらは、主としてどのように事業化していくか今年度検討し、来年度から移行準備事業

として開始できるよう準備を進めていきたいと思ひます。

第3号については、地域づくり事業について規定しておりまして、その機能は、世代や属性を越えて交流できる場や居場所の確保、交流、参加、学びの機会をコーディネートすることです。

国の既存制度の事業については表のとおりでありまして、こちらについても本市でこれまでも各分野においてさまざまな機関であったりといったものを設置しておりますので、今後も既存の分野ごとの事業を継続実施していく予定です。

第4号にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業について規定しており、こちらの機能は、支援が届いていない人に対し、訪問等により継続的につながり続けるといったものになります。こちらは今年度より移行準備事業として、社会福祉協議会へ委託する形で始めました。ただ、始めたと言ひましても、これまで社会福祉協議会に配置されておりますCSWを中心にアウトリーチ事業は独自事業として行っていたので、それを一部委託に切り替えて、引き続きアウトリーチによる支援をお願いしているところになります。

続いて、第5号になります。多機関協働事業について規定しておりまして、その機能は重層事業の中核を担う役割として複雑課題に対し支援関係者全体を調整することとなっております。こちらも今年度より移行準備事業として、社会福祉協議会に委託する形で始めております。中核を担う役割として、CSWに活躍いただひておりまして、寄せられた複雑課題への対応をお願いするとか、多機関協働事業者、ここで言えば社会福祉協議会に当たりますが、そういった事業者が複雑かつ複合的な課題に対し開催することのできる会議体の構築に向け、現在、共に検討しているところなんです。

以上が各事業の概要になります。本事業を進めるうえで欠かせないのが、庁内外の連携強化になります。本日配付しました資料3（参考）というものが国から発出されている重層事業と連携通知対象施策の一覧となっております。さまざまな分野の施策の連携を国も促しておりまして、今後、皆様を含め関係機関の協力を得ながら事業を進めていくこととなりますので、皆様にもご協力をお願いいたします。

また、庁内においても連携を進めているところではありますが、まだ相互の理解等もまだまだ課題がありますので、今後さらに進めてまいりたいと思ひます。

最後、4ページ目をご覧ください。重層事業実施計画の策定についてです。こちらは社会福祉法において市町村が本事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めることとされております。重層的支援体制整備事業は、さまざまな関係機関が互いに協力しながら地域共生社会に向けて各種取組みを進めていくということが重要になってきますので、重層事業実施前のみならず、重層事業実施後においては各事業の評価

や検証を行う必要があるということで、実施計画の策定をするよう促されております。

ただ、本重層事業実施計画については、地域福祉計画に定める包括的支援体制整備に関する事項のうち、重層事業に関する部分の具体的な計画を定めるものですので、本市にありますような各分野別計画との整合性も検討していく必要があります。本市では、来年度、地域福祉計画の計画期間の中間年度に当たるため、中間見直しを行う予定となっております。それに併せて重層的支援体制整備事業の実施に必要な実施計画を策定し、令和6年度からの地域福祉計画へ盛り込みたいと考えております。

来年度、皆様にもご協力いただきながら策定を予定しているということもあり、本日、委員会の最後にお時間をいただきまして、重層事業の概要について、ご説明させていただきました。

(委員長)

ご理解をいただきましたでしょうか。なかなかこの後のプロセスが大変かと思っております。現在、新潟市で体制整備については検討していただいております。そのことを受けまして、具体的な内容の協議については、今回ではなくて、次回に見送りにさせていただきたいと思っております。

今日も何人かの委員の方々から、検討していくうえでの論点をお出しいただきました。それで、今日、無理にお願いして、新潟市からこのペーパーを作ってもらったのです。国からどのような文書が発出されているかという見出しみたいなのなのですけれども、これを実際にプリントアウトしてまいりますと、これはまだ一部です。ボリューム的にはこれの1.5冊くらいになろうかと思っております。それらを読み込みながら、新潟市における重層的支援体制をどう整えていくか、整えるための計画をどう策定していくかということがこの委員会の大きな役割になると認識しております。したがって、次回の委員会に向けて、どのようなことを論点にして議論していけばいいのか、委員の皆様から質問を含めてご意見をお出しさせていただきたいと思っております。お出しいただいた質問と意見を事務局と一緒に整理しながら、次回、どのようなことについて議論していけばいいのか論点整理をさせていただきたいと思っております。

今日の段階で、これだけは発言しておきたいということがありましたら、いかがでしょうか。

(蛭原委員)

たびたびすみません、蛭原です。

端的に、資料3の上の辺りに、いわゆるごみ屋敷という文言について、正直、当事者の方がこれを目にすると、えっとなると思います。社会でそのように言われているのは当然、私も承知しております。しかし、行政機関としてはやめておいたほうが無難なのではないかと。私の案は、かねてから非機能屋敷、不要物資横溢状況というのです。これもまた仰々しいので、一部にもの屋敷と言われているようなのです。物があふれているのは間違いない。よく、本人た

ちが言いますよね、これらはごみじゃないと。確かに本人にとってはごみではない。しかし、物であるのは確かです。というようにしたらいいのではないかというのが1点です。

あともう1点、先ほどのご質問、新潟地域若者サポートステーションの対象年齢ですが、16年前に新潟地域若者サポートステーションができたときに、私は1号店を担当しておりました、15歳から34歳まででした。それが39歳まで延長になりまして、今は氷河期世代支援ということも含めまして、49歳まで支援対象としております。多分、これが上限で、50代を、どのような世の中になっても若者とは言わない。もし新潟地域若者サポートステーションが50代を支援するとしたら、それはもう若者という枠組みではない、広範な支援事業となるのではないかと思います。

(委員長)

ほかにご発言がある方はいらっしゃいませんか。地域福祉計画はすでに策定しております、令和3年度の進捗状況は報告をいただきました。それから下位計画になります介護保険事業計画、障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画は、いずれも策定してあって、現在、取り組んでおります。その縦の計画のところに横串を刺していく地域福祉計画を実際に機能させていくために、包括的支援体制の整備に関する事項が盛り込まれています。具体としては、重層的支援体制整備事業実施計画を策定して、新潟市における包括的などいいいますか、重層的な支援体制をどう整えていくかということがこの委員会に課せられた役割の一つであることを認識していただいて、それぞれご専門の立場からご質問なりご意見を提出していただきたいと思います。よろしいでしょうか。ペーパーはいつまでですか。

(事務局(担当))

12月28日、来週の水曜日までです。

(委員長)

時間的にはなかなか限られているのですが、今日はそこまで受け止めていただいて、予定の時間を大幅に過ぎておりますので、今日はここまでにさせていただきたいと思います。

では、事務局にお返しいたします。

(司 会)

委員長、議事の進行、どうもありがとうございました。委員の皆様におかれましても、それぞれご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

今ほど委員長からもご説明がありましたけれども、重層的支援体制整備事業に関するご意見・ご質問等についてということで、こちらの紙を準備させていただいております。12月28日までをめどにということにご説明させていただきましたが、遅れても大丈夫ですので、ぜひ、ご意見を寄せていただければと思います。よろしく願いいたします。

今後の予定について、簡単にご説明させていただきます。今年度の委員会につきましては、この1回で終了です。来年度につきましては、先ほど課長からも説明しましたとおり、6年の計画期間の3年目に当たるところですので、毎年度の進捗報告のほかに中間評価という形、および、今ほどご説明させていただきました重層的支援体制整備事業の実施計画の策定を予定しておりますので、計3回程度の開催を今のところ予定しているところです。また、開催時期につきましては別途ご連絡させていただきます、日程調整させていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和4年度新潟市地域福祉計画策定・推進委員会を閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。